

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業概要

1 事業の趣旨

実質化された地域農業マスタープラン（以下、プラン）の実践に向け、園芸、畜産等の中心経営体の規模拡大や地域資源を活用した6次産業化、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設の整備等を支援します。

2 主な事業内容

(1) 担い手育成型

マスタープランの実践に向けた取組に必要な機械・施設等の導入を支援
 （生産管理用機械、畑地・樹園地造成、牛舎、堆肥舎等）

(2) 6次産業化型

事業実施主体自らが生産した農畜産物等を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組む場合に必要な機械、施設の導入を支援

(3) リーディング経営体育成型

リーディング経営体の目標達成に必要な機械、施設等の導入を支援

3 事業実施主体及び補助率

区分	1 担い手育成型		2 6次産業化型	3 リーディング経営体育成型
対象品目	○園芸等、畜産 ・園芸等：野菜、花き、果樹、工芸作物、 特用林産物(原木しいたけ除く)等 ・畜産：肉用牛、乳用牛、飼料作物		○土地利用型作物(水稲・ 麦・大豆・そば)	○流通・加工処理機械 施設(地域で生産され た農畜産物及び地域 特産品)
事業実施主体	①中心経営体である法人(中心 経営体(認定農業者等に 限る)のうち、3戸以上 の農家で組織する) ②中心経営体等で組織す る団体(3戸以上の農家、 かつ、中心経営体(認定 農業者等限る)が過半 数を占める) ③農協の生産部会(受益 者が3戸以上であって、 中心経営体(認定農業者 等に限る)が過半数) ④農協(貸付可) ⑤全農(貸付可)	⑥事業実施主体の特例 組織化が困難な一定の 要件を満たす中心経営 体	①中心経営体である集 落営農組織(中心経営 体のうち、3戸以上の 農家で組織された団体 で、特定農業団体又は 特定農業団体に準ず る組織) ②中心経営体である法 人(中心経営体(認定農 業者等に限る)のうち、 3戸以上の農家で組織 する)ただし、スマー ト農業機械に限る。	①中心経営体である 法人(中心経営体(認 定農業者等に限る)の うち、3戸以上の農家 で組織する) ②中心経営体を含む 団体(3戸以上の農家 等で組織され、かつ、 中心経営体(認定農業 者等に限る)を含む団 体)
補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)	3/10 (県1/5、市町村1/10)	1/2 (県1/3、市町村1/6)	
上限事業費	2,000万円 (牛舎は5,000万円)	1,000万円	2,000万円	1,500万円

※ 上記は令和4年度における補助内容であり、令和5年度において変更となる場合があります。

また、令和4年度は、「担い手育成型」の基盤整備について、町の補助率を嵩上げて実施しています。

4 主な要件

- (1) 事業は単年度で完了すること
- (2) 耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること
- (3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- (4) 成果目標の達成に直結するものであり、既存機械等の単純更新ではないこと